

この受領証記載の金額は個人については、所得税法第78条第2項第1号、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄付金に該当します。

領 収 書

No. 152

金沢市公民館連合会様

¥ 579,625-

但し 義援金 (令和元年台風第19号 災害)

上記正に領収致しました

令和 2 年 2 月 7 日

日本赤十字社 石川県支部長 谷 本 正 憲

